

座談会

知的財産権による関西再生の道を探る

出席者

近畿経済産業局地域経済部 特許室長 笛木秀一氏
 大阪府立特許情報センター 所長 伊藤幸雄氏
 関西特許情報センター振興会 副理事長 山崎 攻氏
 大阪市経済局企画部 企画調査課長 神田幹夫氏
 大阪商工会議所経済産業部 部長 児玉達樹氏

日本弁理士会 副会長 吉田 稔
 近畿支部長 三枝英二
 地域活動促進本部 本部長 杉本勝徳
 パテント編集委員会 委員長 正林真之
 同副委員長 佐藤富徳、同委員 丸山温道

平成16年8月6日（金）開催

正林 本日はお忙しい中をお集まりいただきまして有難うございます。これだけの方々一堂に会するというのはそうそうない機会だと思います。

吉田 日本弁理士会副会長の吉田です。弁理士会近畿支部所属で、パテント編集委員会の担当副会長をしております。

弁理士会も、こちらに地域活動促進本部長の杉本先生がおられますけれども、やはり弁理士の地域活動を大きく盛り上げていきたいと思っています。

杉本前支部長は、2年間支部長をされた間に、経産局さんを中心として、府、市、大学等、地域に密着した知財の共同事業活動をしてこられたという事で、その点が全国に向けての弁理士会としての展開の大きな参考になると思っています。

それから、最近、どうも近畿は沈んでいるなという感じがします。あちこち回りましたが、九州は盛り上がっている。名古屋も結構元気だなど。東京は情報も勉強をする機会も多く活発だなど。関西も、ぜひとも知財を起点として、どんどん盛り上がって欲しいなと思っています。

そういうことで、今日の座談会を意義のあるものにして頂けたら有難いと思っていますので、よろしくお願いします。

正林 まず、ご自身の紹介と組織の紹介ということで、お願いします。

笛木 近畿経済産業局特許室の笛木です。

特許室は、基本的な2つの柱を持って仕事をしています。1つは、産業財産権制度の普及啓発です。特許室というのは、他局はここ五、六年に設置されたのに対して、もう四十数年の歴史がございます。

もう一つの柱は、いわゆる特許の技術移転、流通関係です。使われていない特許が約三十数万件あるというものをいかに活性化してビジネスに持っていくかというところをやっています。

それから、既にご存知のとおり、今年5月に改正された知的財産に関する推進計画2004年がありまして、その中に各経済産業局等に地域知財戦略本部を整備するということが掲げられています。

その具体的体制や内容は秋口から局内で検討を開始しますが、関西の企業、特に圧倒的多数を占める中小企業の方々の特許行政に対する要望を聞きながら、また、本日お集まりいただいている皆様の協力も得て進めていきたいと思っています。

正林 つぎに、伊藤さん、お願いします。

伊藤 今年の4月から特許情報センター所長をやっております、伊藤です。

特許情報センターは、企画総務課と情報サービス課の2課からなっております。企画総務課は、特許情報センターの建物全体の管理を行っています。また、知財に関するセミナーの開催や特許流通アドバイザーの協力を得て、特許活用を促進するという事業もやっています。さらに、特許情報センターインキュ（旧パテントラボ）は、特許情報活用支援アドバイザー等の協力を得て、特許を取得しようとする企業さんや特許を活用して事業化を図ろうとしている企業のお手伝いをやっています。

情報サービス課ですが、ここの最大の売りは、42万冊4,200万件の特許公報の閲覧サービスをしており全国各地から閲覧に来ていただいております。また、海外特許のDVDやCDの端末機による検索あるいはインターネットの端末機による検索など御利用頂いています。

山崎 振興会副理事長の山崎です。先ほど伊藤所長から、ここには42万冊の公報があると言われましたが、その中には東京では震災と空襲で焼失してしまい大阪のこのセンターにしか残っていないものもあります。全国から先行例調査のために紙めぐりに来る人が絶えません。センターの運営は大阪府ですが、利用者側の立場に立ちサポートをしているのが振興会です。膨大な公報は関西の誇れる財産のひとつでもあり、利用者がさらに使いよいものにするためにもセンターと一緒にきめ細かく活動を進めています。

神田 大阪市経済局の企画調査課長神田でございます。

大阪経済が非常に厳しい状況にある中で、中小企業の競争力強化を図ろうということで、知的財産活用推進計画というのを、昨年度、政令市としては初めてつくらせて頂きました。大阪は、知的財産に関して大学や研究心旺盛な中小企業群、それを支援する支援機関という蓄積を持った特色あるエリアだと考えています。この蓄積、ポテンシャルを最大限に生かすという視点でこの計画作りを進めました。

それともう一つは、知的財産を生み出し、活用するという視点で策定しました。

大阪の企業の99%が中小企業です。この中小企業の中で、やる気があって、物づくりの技術を持たれているところを何とか、大企業や大学であるとか、支援機関さんでうまくめぐり合わせていくしかけ作りに苦心しました。

児玉 大阪商工会議所経済産業部の児玉です。商工会議所の中の経済政策、産業政策というものは全部経済産業部でやる事になっています。部員は全部で23人です。経済担当課、産業担当課、ベンチャー振興担当課、パイオ振興担当課と4課あります。

大阪商工会議所の立場が他と違うのは、中小企業のスタンスというのが色濃く出ており、知財戦略本部からも中小企業ネタを出せという事で、いろいろヒアリングしながら出していっております。

吉田 日本弁理士会副会長の吉田です。弁理士会は、単一会の組織でございまして、支部が近畿と東海にしかなく東京には支部がありません。全国組織としてちょっといびつな形になっています。私は、知財の地域的な展開を担当しているという立場で今日参加させて頂いています。

三枝 今年度から近畿支部長をやる事になりました三枝でございます。今年度は支部ができて20年になります。来年の2月3日に設立20周年の記念事業を予定しております。今の段階では、特許庁長官に基調講演をお願いしようかと思っています。

近畿地区でも、いわゆる知財立国の動きが活発で、近畿地区の地方公共団体あるいは大学等から近畿支部に支援の要請がたくさん来ております。それに応えるために、近畿支部では知財立国サポート委員会という名前の委員会をつくりまして、広く支部会員からその支援員を募集して、今現在100人規模の支援組織をつくっております。そして、外郭団体からの要請に応じて、弁理士を講師あるいは相談員等として派遣しております。

杉本 今現在、地域活動促進本部の本部長の杉本です。近畿の事だけをやっているわけではございません。知財戦略本部の荒井事務局長が、東京や大企業よりも、地方と中小企業を何とかしたいと仰っていたのを非常に印象深く覚えています。弁理士会としては、北海道から沖縄まで地域の活性化をどうするかという事を主眼にこれから動いていきたいと思っております。

正林 パテント編集委員会の方は、丸山前委員長と佐藤副委員長です。お二人は今回のテーマの担当です。お二人とも企業経験がございまして、いろいろわかると思います。私は、委員長の正林です。パテント編集委員がほとんどライフワークになっていまして、弁理士会では一番長く8年間やっております。

まず最初の議題ですけれども、大阪のポテンシャルといえますか、いいところ悪いところを含めて、最初にお話し頂きたいと思っております。

伊藤 大阪のいいところは、一番は機敏なところで、いろんな新しいものにスーッと取り込んでいけるところだと思います。どんなものに対しても、恐れずにやっけていけるということが非常に大きいと思います。しかしながら、技術が高度化、複雑化していく中で、個人的な発想や才覚だけでは新技術開発や新商品開発が困難になってきていると思います。

正林 機敏とか、恐れずにやっけていくというのは、東京人からするとすごく恐ろしいところなんですよ。

神田 大阪の人は活発に創意工夫をする事が特徴ですね。大阪発のベンチャーとか企業はたくさんあります。インスタントラーメンもそうです。松下幸之助先

生は和歌山ご出身で、大阪で創業されたというわけです。大阪は、地方から優秀な人材を集めて、事業を自由闊達に編み出させる場であったという事です。ところが、最近の状況を見ますと、この地で事業を起こすというベンチャースピリットが少し弱まっているようであり、起業しやすい事業環境づくりに役立ちたいと取り組み出しています。

正林 大阪のビジネスチャンスと求心力が生かされていないという点、山崎さんはいかがでしょう。

山崎 今でも結構、僕は大阪の人が創意工夫をやっていると思うんです。創意工夫の中でいろんなアイデアが出てくる。私は活力はまだ失われていないと思うんです。

大阪というと中小企業と言われます。でも私はこれからは知的産業といったら中小企業でいいと思うんです。だって、研究開発会社で1,000人以上の会社なんて聞いた事ありません。全体の人数が多い事が何も力じゃないし、むしろブレーンが何人集まっているか、発明人口が何人いるかが重要です。

これからコンテンツの話が出てきます。大阪は、例えば服飾、ファッションどうこうでも結構なまだパワーがあると思います。大概非常に小さな人数でやっているわけです。ただ、それをつくるのは大企業というか、大工場です。ですから、製造とか設備投資の要る部分は集約化が進むかもしれませんが、知恵を絞る部分というのは小さくて何が悪いと逆に居直って、それを強化していくような策を打てば、大阪は、まだまだやれるという感じを私は持っています。

正林 中小企業とベンチャーについて、今度は児玉さんのほうに一言お願いします。

児玉 知恵の時代には人数は関係ない、少数精鋭が可能だ、それはそのとおりだと思います。ただ、やはりそういうすぐれた人は、全体の母数が大きくないとまぎってこないんです。すそ野が広くないと、山は高くないんですね。今、人材や情報が大阪に入ってきているのかというのは非常に心配です。大阪は長らく、万博以降そういう企業や人を集めるような対応をしてこなかったんじゃないかと思っています。

そういう中で、例えばこの間、大阪大学の某バイオベンチャーが、新聞には法的には問題ないと書きながら、何かさもものすごく悪い事を行ったんじゃないかというような形で報道されていました。こういう中で、

奇跡的に出てきたトップランナーをまたみんなでどついているように東京からは見えたわけです。こんな中、優秀な人材が大阪に来たいと思うだろうかと考えさせられます。

正林 万博以降は人材の流入施策がなかったツゲが廻ってきたという事ですね。

杉本 実は、大阪を理解する上でまず非常に大事な事は、極端に云えば大阪は法治国家ではないという事なんですね。これは、実は東京と比べて近畿というのは非常に歴史が長い中で今日あるわけですけれども、要するに我々の生活を規範しているのは、法律じゃなくて、義理人情とか、隣組のつき合いとか、こういうのが長年大阪人の規範としてあったわけです。したがって、いまだに法律を軽んじる。大阪の町を見ていただいたらわかりますが、駐車違反、これはおそらく世界一だと思うんです。これは法律を軽んじている事だと思うんです。それから、せんだって新聞、国を挙げてにぎわせている、S信託銀行とU銀行だって、簡単に契約書をポーンと破棄して、違うところにほっと寝返ってしまう。契約書だってあんまり重要視していない。こういう大阪人の特性をまず理解してもらわないと……。

正林 そうなんです。私も信号を赤で待ったら、みんな渡るんですよ。あれも本当に、変な顔しているんです。

杉本 さらに言うと、大阪人というのは自分だけよかったらいいんですよ。こういう中でこの大阪が活力を実は高めてきたわけなんです。私が2年間支部長をしている間につくづく感じたのは、今までは全くと言っていいほど眼中になかった知的財産を、この数年、中小企業に、企業発展の一つのエネルギーにしたいという思いが強く出てきているという事です。我々弁理士会としては、そういう一生懸命伸びようとしている中小企業をサポートしていく事が非常に重要です。

正林 学生や企業、そして情報など大阪に集まる仕掛けについて、神田さんの意見を聞きたいですね。

神田 まず、大阪のものづくり企業の実態について申し上げますと、大阪府下で46万事業所、大阪市内で今23万位事業所があります。大阪市内では、製造業の事業所が、企業統計調査によると、2万3,000位になるんですね。1平方キロメートル当たりの製造業の事業所数が、実は全国でトップレベルなんです。大

田区であるとか、あるいは東大阪市を抜いているんです。1平方キロメートル当たりの物づくり系の事業所の従業者も実は全国トップなんです。同じく1平方キロメートル当たりの製造出荷額も全国トップなんです。しかし、問題は、事業所数も従業者数も、そして出荷額も確実に減っている中で、数にたよらない、ものづくり企業の再生という点です。

ですから、小さい事業所であっても、やはり高付加価値をつけるようなものを生み出す事が、大阪再生のためには絶対に不可避だと思います。

伊藤 大阪府では、知財の成果を企業に移転して付加価値を高めていく事が非常に重要だという事で、平成10年の3月に大阪府産業科学技術振興指針を策定しております。この時から、戦略的に科学技術振興を通じて産業の活性化を図ってきたわけです。また、太田知事になった時に、非常に疲弊した大阪経済の再生を図ろうという事で指示が出ましたが、この再生プログラムのメインテーマが、やはり科学技術を活用した産業の活性化でした。その延長線上で今年の2月の知的財産戦略指針にまとめましたが我々としては、本当にやる気のある企業さんが、科学技術を使って新しい事業を起こしていく、あるいは新商品を開発していくのを支援する事が非常に重要であると思っているわけです。

三枝 弁理士としてできる、一番自信を持っているのは、知的財産の権利化というところができるんですね。知的財産の創造というところは、どういうふう到我々は関与するのか、それから知的財産の活用という段階になったら、今までそんな事やっていないやないかと。その辺について、弁理士会自身も大いに勉強しなければならない。だから、創造・保護活用という3つの場面で活躍できる弁理士が出てこなければならないというふうに思っております。

佐藤 私は、大阪生まれではないが、大阪に30年間住んでいたら、大阪は第二の故郷です。やっぱり基本的に大阪というのはやわらか頭で考えて、赤でも行くという事が一番基本的に強いところだと思います。関西と云ったら韓国に近いんです、感覚的にも。真っ赤なのが大体好きなんです。関西だって、派手な方が好きだろうと思うんですね。ある程度危ない部分はあるんですけど、ぱっと思い切っていくというのが特徴なんです。そういう事で、関西は、ある程度期待が持て

る部分はあるし、ベンチャーサポートとかそういったところに力を入れていくんじゃないかと私は思いますし、当然ながら、弁理士会としても、弁理士個々としても、そういったところのサポートをするのは当然です。サポートをするんやったら、どうやったらもうかるかという事だけ考えたらいいわけです。もうからないんやったら、そんなものサポートになっていないわけだし、逆にベンチャーから余計な事をすると言われるようになると思います。

吉田 私はもともとアンチ東京という感じでして、阪神ファンです。東京って嫌だなというように思ってたんです。ところが今年になって頻繁に実際に東京へ行くようになって、やはり東京はすごいなと。いろんなポテンシャル、チャンス、情報、それから、学ぶ場がたくさんあり、人脈をすごくつくりやすいですね。

東京で今話題になっているのは、秋葉原の駅前のクロスフィールドです。そこに、デジタルハリウッドとか、筑波大学、東京大学、明治大学、日立も入るし、中小企業さんも入る。企業は、主にIT関連の企業を集める。弁理士会も東京での第2の拠点として進出を検討しています。ダイビルって大阪の会社が企画したんですよね。そういうアイデアをつくるのは大阪なんですけれども、実行するのは東京なんです。

何かそういう集まる拠点みたいなものができると、色々な分野の人の交流が促進されて、まさにクロスフィールドです。そこから、1+1が2じゃなくて、1+1が3になったり、4になったりするのをすごく期待するんです。

大阪でいうと、例えば大阪産業創造館などがそういう役割を果たしていると思うんですけど…。確かに、関西はポテンシャルが高いというのはそのとおりだと思いますし、何かあれば制度でも何でも西から風が吹くわけです。だから、アイデアはあるけれども東京で実施じゃなくて、アイデアも実施も大阪でできるような強力なプロデューサーを期待したいなと思ってます。

正林 つなげたり、集約するプロデューサーというのは、大体流れとしては商工会議所と振興会ですね、その点、商工会議所は、どういった活動をされていらっしゃるのでしょうか。

児玉 まず、私は、今、大阪は自由闊達だとか、発想が豊かだとかいう、そういう昔の大阪を懐かしむよ

うな事はもういいんじゃないかと思えます。しかし、東京の真似をすとか、東京と比べて嘆くのもナンセンスだと思えます。やはりマーケットが大きいですから、大阪で育ったビジネスや企業が東京へ行くのは、これはこれでいい事だと思えます。大阪に流入するのをやはりいかに増やすかが大事です。そのためには、小さくてもよいから、この分野は圧倒的に大阪だというのをつくり出す事だと思えます。

私どもは、さっきも言いましたけど、バイオだと思っています。それは、京大や阪大、その他、国立循環器病センター等々のところに結構いい先生がいらっしゃるわけです。我々は、いろんな分野で海外に売ったり、東京に売ったりしている中で、放っておいても大阪に来てくれるのはバイオだけです。

何か大阪が強そうに思えるものを育てていく。バイオ情報ハイウェイにかなり国費が来て、今大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成という事で、国が省庁合同して、大阪にバイオのクラスターをつくるんだという事で指定されています。東京も2年ほどおくれで指定されましたけど…。次に本当にビジネスになるものをつくっていったら、この分野は大阪が相当強いなというものを幾つかつくっていったら、クロスフィールドする事が可能になる。大阪にあの人がおるんやったら、行って会いに行こうかという事になるんだと思えます。

山崎 私は学会とかいろんな委員会に出席して東京と大阪が完全に違うのは、東京は大体シーンとしていまして、事務局幹事がいろいろしゃべりますと、はい、結構でございます、で終わるんですけども、大阪の人は必ず一言言わなきゃ帰らないという人が多いという事です。やっぱり他の出席メンバーとは一味違った事を大阪の人は言いたい。これは逆に言ったら、大阪の人は、何かの独創性を出したいという気があるわけです。

バイオとか、それ以外の分野でも一緒ですが、次にマークするのは中国であり、韓国であり、台湾であり、そういうところに対して10年とか20年勝ち続けられるストーリーを描くことが大事です。大阪で新しい発想をしたら、その発想をすぐ東京で、あるいは中国でやっちゃう。向こうの方はスケールも大きいし、スケールメリットがあるので勝てない。またすぐ地盤沈下を招く事になる。今まで海外に対する話があまり出ない、

対東京ばかり出ましたけど、私はむしろ背中から追っかけられているのは中国、韓国、台湾だと思えます。それに対して、知財で守るという施策を本当に考えなきゃいけません。それがなかったら、根こそぎやられてしまうと思えます。

神田 今、大阪の地域的な疲弊であるとか、中枢機能流出だとか、生産機能の低下だとかを嘆いてばかりではこの大阪は決して良くなりません。むしろ、落ちるところまで落ちたのは、どこに弱さがあるのか、次どうしたらこの地に富を持ってこれるのかという事を本当に真剣に考えないといけない時代に来ていると思えます。

1つは知的創造機能の再集積。工場等制限法が廃止されて一旦出ていった大学、大学院が今どンドン、大阪市域内に戻ってきています。梅田とか淀屋橋なんかの周辺に16の大学院、サテライトが出てきております。

もう一つは、新しい次世代型の都市型産業の芽をやはり小さくても持ってこなくちゃだめじゃないかと。それは別に官がやる事じゃなくて、民の中から育ってこなくちゃだめじゃないかという発想だと思うんです。商工会議所さんとともども、バイオ、健康予防、医療関係は大阪市で非常にポテンシャルがあるので進めていこうと思っています。

大阪の都市型産業として、やはりロボット関連産業、これは非常にすそ野の広い産業だと思えます。産業用ロボットは確かにいろんな形ではありますが、民生活用の部分はまだまだ緒についたところですよ。関西には、大阪大学とか、ATRとか、あるいは京都大学とか、そういう高度研究の大学と、研究開発型の企業さんがたくさんいらっしゃいます。新しい大阪を引っ張っていくようなリーディング産業として、ロボット関連産業をこの大阪で育てていくという活動を今行っています。実は、これが、知的創造活動の最たるもので、たくさんの特許で守られ活用が期待されるジャンルだと思えます。

もう一点は、クロスフィールドというか、産業振興拠点の話なんですけれども、堺筋本町に大阪産業創造館というのがあります。これは箱が重要ではなく、その中で行っている非常に特色ある支援活動がポイントです。民間人材による事業支援活動ということで私ども役人が表に出るのではなくて、後ろに引っ込んで、民間の需要に応じた支援活動をやっているわけなんで

す。この産業創造館、そして大阪商工会議所、その隣にマイドーム、実はこれはたった半径 200 メートルのところにあるんですね。ここは昔、船場商人さんが、いわば船場ビジネススクールとして、商売を行う中で手代さんを鍛えた町なんです。ですから、ここでいろんな産業が起こることや人材育成も応援していきたいと思っています。自由潤達な企業活動ができるようなエリアにもう一度していく取り組みをしたいと思っています。

丸山 今回の特集で4回程インタビューを実施しました。やはり人と同じ事をしていたらいけない、勝ち残るにはオンリーワンにならないとだめという事で、そうすると、東京と大阪がどうかという話のレベルよりも、やっぱり大阪・関西が世界でどうなるのかという、そういう観点が一番大事だと思います。東大阪の人工衛星を打ち上げる企業にもインタビューさせていただきました、東大阪でも、ナンバーワン企業ではないが、オンリーワン企業というのは100社程あるとおっしゃっていました。そういう会社になるには、知財というのが非常に大きな武器になると思います。

正林 今、丸山弁理士の方から出ました、ワン・アンド・オンリーになる為にはどうしたらいいかという話がありましたが、そういった中で、世界の中の大阪という事と研究開発支援という事の取り組みについてお願いしたいんですけども、まず笛木さんをお願いします。

笛木 東大阪に優れた技術を持っている、この技術では日本一、いや世界に通用する中小企業が多数あるのは、関西の産業発展に希望をもちます。研究開発支援ということですが、東大阪のクリエーションコアには、10数の大学が入居し、共同研究などの取り組みを始めようとしていますね。

研究開発支援も重要なことですが、その成果を適切に権利として保護することも重要に思います。

中小企業さんの方々からお話を聞くと、特許を取得したけれど、しばらくすると同様な製品が出回って特許をとっても役に立たないじゃないか、と言われることがあります。要するにプロテクトというか、ブロックができていない。そういうところをもう少し何とかしなくてははいけない。

杉本 笛木さん、今のお話ですけれども、それは発明者または出願人側の問題なのか、弁理士側の問題なのかですか。

笛木 それぞれの立場、言い分があるので、一概に

どちら側の原因であるかとは言えません。明細書に穴ぼこができるのは……。

杉本 弁理士の書いた明細書が穴ぼこだらけだと。

笛木 たとえば、拒絶理由通知の対応として、出願人側が、この部分が認められないのであれば、穴ぼこが開くので権利取得をしないと、または、明細書を補正するという判断もあると思います。いずれにしても、1個の特許では守りきれませんからね、基本的には。

杉本 つい先日、茂泉課長と電話でお話をしていたら、こんな事をおっしゃったんです。「単に言われた発明を書いているだけ、弁理士は。」これをどのように技術的に広めていかないと周辺が押さえられないかという話と、この技術をどのようにビジネスとして生かすかというアドバイスが弁理士には全くないという事を。これは我々が反省しなければならないのかな、と思います。

笛木 弁理士は、プロです。その発明を忠実に明細書に起こしちゃだめだと思います。それを膨らませていかないといけないので、その膨らませ方がまさに弁理士の腕の出どころなのかと私は思っています。

正林 そうですね。ただ、一般に、大企業で、言われたことについてプラスアルファをやると大体怒られるんですよ、おれが言ったとおりにやっていないという話です。中小企業の方は、プラスアルファをしないとやはり怒りますよね。それぞれに対して弁理士というのは対応をうまくしていかなくちゃいけないんですけども、つまり、そこで大企業になれてしまうと、その形をそのまま中小企業の人にやってしまうと、また間違いが起きますし、結構柔軟にやらなければいけないでしょうね。ですから、弁理士だけを責められるものでもないなというところがあります。

笛木 それは、弁理士がすべて悪いということじゃなくて、そのノウハウを持っているのは、弁理士先生だろうという事で……。

正林 そうなんですね。そこで、大学の先生に1回言われたことがあって、そういったことがすべてちゃんと柔軟に対応できる弁理士はいないのかと。先生、そういう弁理士がいたら、それは独立して成功しています。

笛木 よく言われるのは、中小企業の方が特許を取得しても役に立たなかったと言われるのはやはり悲しいです。特許行政に携わっている者として、そういう事がないようにとは常に思います。

正林 説明の仕方の問題でもないかと思うんですけど。特許出願ってどれぐらいかかりますかと聞かれた時に必ず言うのは、1,000万の土地を買うときの手数料と同じですよ。ですから、それぐらいの投資とと思ってください。それ以上のものを期待されても困りません。1,000万の土地を買うときのそこから得られる効果と同じぐらいものだというような説明をすれば、多少は納得してくれるんですけども。

笛木 私、思うんですけど、例えば中小企業でも何でもいいんですけども、発明して特許を取って、それで事業をしていこうと考えるわけですよ。その先にどのぐらいの事業規模を想定しているのかわからないんですけども、例えば明細書をつくるのに、目先の30万が高いと見るか安いと見るかですよ。国は何とか援助できないかとか、いろいろ言われる事もあります。どこまで援助できるか、国としてできるかというのはあるんですが、基本的には特許を取得するというのは、自分の意思でやらなくてはいけなくて、援助があるから取る取らないとか、そういう問題じゃないんだろうかなとは思っています。

伊藤 大阪は海外特許取得に対して16年度から助成することになりました。

杉本 大阪府は予算幾らでやっているんですか。

伊藤 3,750万円です。

実際に海外出願に必要な弁理士費用や翻訳料の2分の1を補助する制度で、上限が150万円ということです。

正林 利用状況はどうなんですか。

伊藤 今ちょうど審査中ですが、33件の申請がありました。今月12日に審査会をやって決定されますが、20社〜30社ぐらい助成できるようになると思います。

正林 商工会議所の方では、同様の事はないんでしょうか。

児玉 商工会議所では、そういうものはありません。会議所から、海外申請の助成が要するというのは提案させてもらいまして、採択していただいた、それは非常にありがたいんです。

正林 大阪市の方はどうでしょうか。

神田 まず1つは、出願助成につきましては、この「夕陽丘」という大阪での特許の総合政策支援拠点で実施されています。当然、この夕陽丘と、私ども大阪市あるいは産業創造館も連携しておりますから、この大阪、関西から海外出願する際には既に大阪府さん

で、出願助成がされており、二重行政を極力避けようという事がありまして、出していない。もう一つの意味は、例えばISOの認証取得等を例にとりますと、これがまだまだ普及していない、あるいはもっと普及させたいという政策的な意図もあって、ISOについては認証取得の補助助成を出しているんです。ところが、特許については、これは歴史のある、普及した制度であり、その特許取得による果実は企業に戻ってくるという事なので、補助金を出すのはちょっと差し控えようかなという事もございまして、大阪市は出していない。

むしろ、我々は昨年知財計画をつくる際に、一番思ったのは、やっぱり事業化が一番難しい。中小企業は、特許を出願、取得されないことが多いんですけども、いざ取っても眠ったままとか、なかなかうまく活用されていない。もっと言えば、眠った特許が他社利用されていないというんですか、もっともっと発掘して他社利用したらいいじゃないか。とりもなおさず、やっぱり未利用特許の発掘と事業化というのか、それが一番大事と違うかな、というご意見多数の委員の皆さんからもいただいて、我々もやはりそこが非常に重要だと考えました。100万ある特許のうち、ご案内のとおり、3分の2の66万ぐらいが未活用というんですか、うち開発されていないのがその半分というデータがござりますよね。ですから、もっとそういうものを活用していく、そこに行政として政策支援をしていこうという事で、マッチングの方に力を注ごうと思っています。

正林 地方自治体でもよく、特許に基づいて事業を起こすときは、融資のときに利子補給するところが結構ありますよね。

神田 知財を活用した資金的な調達の話はしたいと思いますが、例えば他都市のことを申し上げて恐縮ですが、横浜市さんに知的財産融資というのがあったと思います。ただ、それは活用事例というのが少なかったと思うんです。現実問題、特許を客観的に評価して、その特許の可能性とといいますか、利益を生み出す可能性を評価して、そこに融資をしていこう、あるいは投資をしていこうというのは非常に難しいと思います。特許を活用した融資というのがなかなか難しいのは、特許自体を見て融資するのではなく、その事業を見て融資しているというのが実態ですので、そういう意味では、特許融資というのは、なかなか評価の問題もあ

り難しいのかと思います。ただ、今後は、知的財産を適正に評価していったら、それが融資などという間接金融ではなくて、むしろ、VCから直接資金が流れるとか、あるいは政策投資銀行からお金が行くとか、政策投資銀行も融資ですけれども、直接行くという、直接金融がもっと企業活動にとっては必要じゃないかなと思います。

大阪市も、CLO (Collateralized Loan Obligation) といまして、融資債権を複数束ねて、それをSPC (特定目的会社) に譲渡して、その特定目的会社がそれを証券化して、結果的にそれが融資の原資に回るという融資制度を、政令指定都市では初めて取り組みました。その中で、特許を経営資源として活用して、それで営業されている企業に融資をしようという事もやっています。ただ、特許そのものに融資をしているのではなく、特許を活用して事業活動されている、その事業活動を評価して融資をしているという事なんです。ただ、知的財産とかの社会的意義はもっともっとこれから重くなっていくと思うので、そういうものを活用した企業への資金調達というのは我々も応援していきたいと考えています。

吉田 関連で言いますと、弁理士会で価値評価センターを外部機関化するというような話であるとか、あるいは弁護士連合会と弁理士会と一緒にやっている、知的財産仲裁センターのような機関が、知財の評価という事も一緒にやっていったらいいのではないかとこの事を検討しています。一方、信託法が今度秋に通ると思います、特許を受ける権利も信託の対象になる。だから、それを直接的な資金導入の手段として、これからは更に活用されていくという事は期待されていますが、それを乗り越えた後の事業のところ、行政の方がさらに強力にバックアップしていただくとこの流れができればいいのではないかと考えられます。

正林 あと、助成金に関してはいかがですか。

笛木 現在の所、基本的に出願費用の助成というか、値引きはありません。出願費用はどんな方でも負担していただきます。登録料、審査請求料については若干の軽減はございますけれども。

正林 特許流通に関して言えば、特許流通アドバイザーがただですから、その点は間接的に資金援助していることにはなりますよね。

笛木 そうです。(独) 情報館が人件費を負担して、

それぞれの派遣先で活動していますので……。

伊藤 大阪府には特許流通アドバイザーが4名、特許情報活用支援アドバイザーが3名、合計7名来ていただいております。

正林 関西特許情報センター振興会の方は、助成金制度はありますか。

山崎 そこまで大きな事業として活動はしていません。講演会、セミナーを開催したりという程度です。

正林 調査費用を間接的に与えているのと全く同じですよ。こういったことは、知らない人が多いのではないかと思います、いかがですか。

吉田 いわゆる出願審査費用の援助の制度、最近大分拡大してしまっていて、それについては、特許庁の方からも、弁理士会に対して、こういう制度がありますという事をぜひ周知してほしいと言われています。会員(弁理士)専用の電子フォーラム等に掲載していますが、そこを見て、実際にアドバイスしている弁理士はまだ少ないようで、問題かと思っています。

正林 次に、産学連携についてはどうですか。技術移転とか産学連携とかはうまくいっているのでしょうか。

児玉 幾つかのフォーラム等を開催している中では比較的うまいこといっていると思います。例えば、バイオビジネスコンペを過去4回やって、ベンチャーが立ち上がっているというのがあります。その他、技術移転だけで二十数件あります。ですが、商品として可能性があるというような事でない、なかなかそれは移転も起こらないわけです。例えば医療機器の場合でしたら、今こういうものがあつたら自分達は使うよというような提案があつて、それを開発するときに何かの技術を使う。先に、売れそうだという部分が見えているという事が大事だろうと思います。将来こういうものが必要になってくるというようなことを、やはり何らかの形でリアルに企業さんにその分野の専門家がどう語ってもらうのかに尽きるという気がしています。

杉本 その件で、例のJSTが全国展開している地域結集型共同研究事業というのをご存じですか。今、近畿の場合は、京都、兵庫、和歌山。和歌山は私が直接関与していますが、これはJSTから毎年2億5,000万円、県から2億5,000万円を出して、大学を中心に研究しているわけです。和歌山の場合は、京大、阪大、和、近畿大、三重大、和歌山医大等が中核になって

活動していますが、例えば何をやるかという、カキとか梅とかミカンの苗木を遺伝子組み換えで環境ストレスに強い台木をつくる。それを各大学が研究して、その成果を直ちに地元の産業に結びつけるという事業を5年計画で今やっているわけです。このJSTの事業は5年前にスタートしていますから、完成した県もありますが、今、近畿では、京都府と兵庫県と和歌山県だったと思うんですけども、これは地元の大学が中心となってかなり活動しています。だから、JSTの補助金と合わせると、年間5億の研究費が出ているわけです。

児玉 今に関連して、私どもの方では、知的クラスターというので、創薬で今、北大阪で指定を受けてやっているものの中には、コンペで出てきたもので、企業さんがかなり関心を持っているものを知的クラスターの金を使ってやっています。このような事で技術移転を図るとか、知的クラスターは基礎研究の部分と、それから産業化を目指した研究の2コースになっていますので、そっちの方はコンペで出てきたものを産業化していくときに、その金を使ってやっています。

正林 そういったことを進めていくことが将来的にはよくなるという事ですよね。

神田 それに関連して、今、国の科学技術研究費は3兆6,000億円もございます。やはり技術立国、知財立国と言っているわけですから、文科省も経産省も非常に莫大な予算をつけていらっしゃると思います。1つは、今、児玉部長がいわれたように、基礎的な研究にかかるお金と、それとやっぱり経済がここ10年非常に疲弊したので、地域即効型といいますか、だから、科学技術研究費をかけて技術開発をして、それが産業化、民生化して、即産業の好転につながるというか、そういう分野に関する研究開発費が多いです。私ども大阪でいきますと、1つは、ロボット関係が国の特区の申請も受けました。これは、大阪大学であるとか、地域の大学とコンソーシアムを組んで、そこで技術開発をする。そこに国費が入ってきます。最近、非常に特徴的なのは、自治体ではなく、もう少しお金が自由に使えて、しかも研究開発がしやすい団体ということで、公的セクターとか、あるいは民間企業を管理財団にして、国費が投入されています。それによって技術開発して、場合によっては当然特許も取得していくわけですが、それを民生化していくというのが非常に多いです。

児玉 もう一つ、民間企業が研究管理団体になって

いるというのが急増しています。

私どもも、いろんな大学とか国研の研究と企業が組んでやっているやつに、そういうふうやって予算を取ってくるというような事をやっていますが、最近、民間企業が受けておられます。

神田 ですから、例えば大学で言えば大阪市立大学とか、大阪大学とか、京都大学とか、それと企業で言えば例えば松下さんとか、シャープさんとか、こういう大手もありますけど、もっと、ほんとうに小さいけれど、しかしすごい技術を持っている中小企業さんができるだけ産学連携という事でジョイントして、大企業の技術力、中小企業の開発力、ここら辺をうまく合わせるように、もちろん権利問題は非常に難しいですから、きっちり覚書なりを交わして、利益を生み出したときの分配もきっちりやっていただきます。それをやった上でコンソーシアムを組んでやるという手法が非常に重要になってきていると思います。

正林 大阪府の方ではいかがでしょうか。

伊藤 産学連携に関連しまして、2点報告させていただきます。

1点は、大阪TLOです。大阪TLOは、平成12年度に大阪府内の42大学と関西経済連合会、大阪商工会議所、大阪府、大阪市等が一体となって、13年の4月にスタートしました。13年の8月に大学等技術移転促進法の承認をとり、TLO団体として認められています。特に工学系の8大学が中心となって、大学の技術を企業の方にできるだけ移転していくよう事業を行っています。今年3月末現在で200件位の特許の申請を行い、ライセンスが38件できています。

それと、もう1点、先ほど丸山さんから東大阪の話も出ておりましたが、クリエイション・コア東大阪について報告させていただきます。東大阪市内だけでも8,000社位のものづくり企業がありまして、八尾市、大阪市さんの生野区や、東住吉区など周辺にも企業が集積しております。まさにオンリーワン、その分野では、非常にシェアの高い、そういう企業さんもたくさんあります。そういう企業に対して支援することとしております。販路開拓の支援と技術の開発の支援、特に産学連携によって、技術力を高めていきたいと考えております。

この8月20日に2期施設がオープンしますが、2期施設としては産学連携による拠点にしていくということを目指しており、阪大、府大、奈良先端大など、

13 大学が出てきて産学連携を進めていくことになると思います。

正林 ありがとうございます。商工会議所さんはどうですか。

児玉 私どもは公的な団体ですが、民間でございますので、先程から言っている仕掛けも全部有料で結構高い金を取ってやっています。それに金を払ってまで入ってこようというところ以外は、はっきり言って相手にしていないということです。

正林 大阪府はどうですか。

伊藤 大阪府は、国の制度を活用し民間の活力を併せて引き出して、それをうまくマッチングさせて、それに対して、一部資金を投入して事業を進める。それで先程 TLO の話をしましたが、TLO はまさにそういう形で事業を展開していると思います。そして先導的の事業がうまくいくようになったら、将来的には民間に任せることもできるのではないのでしょうか。

杉本 我々弁理士会から見ると、官の役割というのは、やはりものすごい情報を持っておられる。その情報がないとなかなか産学官の移転がうまくいかない。ですから、私は、情報をまず発信されるというか、あるいは情報を提供されるという事が1つと、それから、やっぱりそこに官が何らかの形でかんでいるということに皆さんの安心感があるのではないかと。だから、何もしなくても、官がついてくれているというだけで、安心して産学連携が動くんじゃないのでしょうか。だから、官が要るんです。官の存在感と持っている膨大な情報です。

正林 大阪市はどうでしょうか。

神田 国では産学連携は第1期、第2期、第3期とか、いろんな言い方をされていますが、大阪市もこの間いろいろ事業を、大学とか、市立工業研究所を中心に行って来ました。企業さんとかやっていく中で、ポイントは、大学と企業、その間をつなぐ役割というのは非常に大きく、そこにやはり経営資源を、応援の力を注いでいくべきと大阪市は思っています。

もう一つは、その際、企業さんが大学あるいは研究機関から一定の技術教育を受ける、あるいはマッチングする際に、全部行政が負担するのではなくて、応分の受益者負担をされて、そういうチームづくりに入っていきたい、あるいはそういうところから利益を受けたいというふうにしていかないとだめだと思んです。ですから、弁理士、公認会計士あるいは税理士の

先生が入られる、あるいは企業のOBの方あるいは研究職の人が入られ、コーディネートされるその活動自体に、利益を得る中小企業の方々も応分の負担をしていくという事がこれからすごく必要になってくると思います。

3点目は、国に対して私どもはどんどん産学連携など制度改正の要望をあらゆるチャンネルでお願いしていますが、どうしても国の制度は全国津々浦々という事になるので、言葉は悪いかもしれませんが、金太郎あめ的にほんとうに均一になってしまうので、地域地域の特性に応じた、ちょっと制度を変えた助成制度をぜひつくっていただきたいですね。逆に、我々もそれはどんどん提案していきたいと思っています。

笛木 ただいま神田課長がおっしゃっていた点で、児玉部長もおっしゃっていましたが、基本的には“ただ”ではやらない。多少、費用を負担してでもやりたい、というところを支援したいと思います。私どもは、そのように考えています。

神田課長の言われた金太郎あめはけしからんじゃないか、という点についてですが、それをええようとしているところです。冒頭申し上げたのですが、いわゆる推進計画2004で、各経済産業局に地域知財戦略本部を整備するとあるんですよ。特許庁の方では、17年度予算の概算要求を行っているところと聞いています。私どもは、秋口からその具体的内容など検討を始める予定ですが、地域の実情や中小企業などの声も聞いて、何をすべきか、何が出来るかを考えていきたい。ただ、助成については、何に対してどこまでできるか……。

神田 単に助成制度ではなくて、いろいろ地域が提案する提案公募型の事業に関する補助制度とか、そういうのをできるだけ柔軟につくっていただきたいという、そんな感じなんですけどね。

笛木 わかりました。金太郎あめは、少しずつ変わっていくということをご理解いただければ……。個人的には、特許流通による技術移転を加速させるための新しい事業を考えているのですが……。いずれにしても、自治体や中小企業の方、その他支援機関の方々の声を聞きながら考えていきたいということです。

正林 最後の議題に移ります。今こうやってやっているわけですが、要するに弁理士は関与しているんですか。関与しているとしたら、関西の弁理士はちゃ

んとやっているのでしょうか。つまり、ほかから呼んでいるんだとしたら、それはなぜかということ、そして、これからの弁理士に期待すること、これをちょっとお伺いしたいのですが。

児玉 お手伝いいただいているものもありますし、非常に皆さんよくやっていただいている。特にこうしてもらわないと困るとかいうのはあんまりないですけどね。

正林 去年の九州座談会のときは、九州のほうに弁理士がいないから、ほかに頼むというのがあったんですね。そういうことはないんですね。

児玉 ええ。

正林 別に満足されておられる。あと、要求事項ということが何かありましたら。

児玉 随分前に笛木さんがおっしゃった中で、企業さんが弁理士さんを利用して、不満が出るという話をされていましたが、そういう問題はよく聞きます。それは皆さんさっき言われていたように、その企業さんの言われることが正しいのかどうかという問題もあります。そういうことを除けば、特に私どもは、弁理士会さんあるいは近畿の弁理士の先生方に、何かここは方法を変えていただきたいというようなことはないです。杉本先生からも、一緒に何か仕事をやりましょうというお話もいただいています、ぜひともご一緒させていただくテーマを見つけたいと思っています。

正林 山崎さんのほうでは。

山崎 最後に結論めいたことを言いたいと思います。先ほどの産学官の話を伺っていると三すくみで動きが取れないように感じます。どこかが機関車になって引っ張らないと全体は進みません。新しい施策、試みを他に先行して進めると当然失敗の可能性も高いわけで、身の安全の為か、いつもどこかにお手本がないかを探しています。昔は欧米にお手本を求めたし、地盤沈下してからの関西は東京にお手本を求めているように思う。関西の強みは他を頼らずに自らが機関車になって牽引し、それが地域全体をもり立ててきたからでしょう。産学官で意見の調整にばかり時間をかけていないで、それぞれ自分の判断でやったらいい。やってみてうまくいかなければ自分で軌道修正をすればいい。調整して決めたことでなく自分の判断で決めたことだから修正も速い。東京をお手本に眺めているようでは大阪は東京から遅れて行くばかりだ。そんな日和見な根性なら大阪城を東軍に引き渡したらよい。誰か

がやるのを待っているではなく、皆がそれぞれ、やるべき事をやってみるのが今日のテーマ「関西再生」の鍵だと思います。

正林 ありがとうございます。

笛木 弁理士に期待すること。

正林 日ごろから弁理士はかなり入っていますか。

笛木 ええ。私どもがやっています普及啓発の関係で、大学生さんとか、大学の研究生さんとか、中小企業との関係の方々へのセミナー関係では、弁理士もしくは企業の知財部の方もいろいろお願いしています。弁理士を東京から呼んだことは、ほとんどないです。弁理士先生は基本的に近畿管内の方を使っています。弁理士さんは今増えていますよね。国として増やしていく方向で、いずれ10年後には任期付審査官の500人が弁理士として出てくるという時代で、増えていく。増えていくと、ご飯が食べられなくなるかどうかというのはよくわかりませんが、いずれにしても、今まで大学と弁理士さんはあまりおつき合いなかったと聞いていまして、やはりこれからは大学に食い込んでいく、そこが弁理士さんの活躍していくところという感じがして、生意気ですが、そう感じています。今、全体で五千何名でしたっけ。

正林 5,700名程度です。

笛木 一時期ずっと3,000台で推移してきた、それからダーンと増えてきましたね。これからも……。

吉田 今年の合格者で6,000を超えます。

笛木 6,000を超えているんですか。ご飯がいっぱい食べられるように頑張ってください。

正林 ありがとうございます。伊藤さん。

伊藤 弁理士会さんとは、平成9年に関西特許情報センター発足のときから、連携して仕事をやらせていただいております。昨年には、知的財産戦略指針策定にあたりましては、杉本先生に本当にお世話になりました。今年度から地域ごとに、知財セミナーや知財相談事業を実施しておりますが、弁理士会から講師や相談員に来ていただいております。我々としては、この関西特許情報センターとしてのまさにワンストップサービスを今後とも連携してやっていくことが最も重要だと思っています。それに加えて、先程申し上げましたような新しい施策を展開していくときに、いろいろご協力いただければありがたいなと思っています。

正林 ありがとうございます。

神田 大阪市は、知財の活用支援はほんとうに今年

度から緒についたところですが。市立大学とか産業創造館とか工業研究所とかございますので、弁理士の先生と個別案件ではずっと長いおつき合いで、非常にお世話になっております。今後、特許の出願に係る事務的なことはもちろんですが、やっぱり企業の知財を使った経営の部分をもっともっと啓発というか、かかわっていかれると、ほんとうに弁理士の先生の存在というのはもっと大きくなると思います。我々もそれを期待していますし、そういうパートナーとして一緒に事業をやっていきたくと思っています。

正林 どうもありがとうございました。

児玉 バイオベンチャーの方々からよく聞くのは、バイオのわかる弁理士さんが少ないということです。実態はわかりませんが、そういう声はよく聞きます。そうであれば、バイオに詳しい弁理士さんを養成していただくとうれしいと思います。

三枝 まず、笛木さんのおっしゃった「大学に弁理士は入り込め」実は今まで大学は知財に燃えていなかった。知財なんか言う先生はいなかった。アカデミックで、特許なんかそういうものに興味がない、というのがほとんどそうでしたが、今ようやく動いてきた。大学から近畿支部にも、あるいは各弁理士にもいろいろ仕事が入ってきて、今はそういう状況なんです。だから、「大学に入り込め」は、まさにこれから今スタートしたと、私はそういうふうに思います。

それから、神田さんのおっしゃった、企業経営に弁理士がもっとかかわったらいいじゃないかと、大変貴重なご意見だと思うんですが、弁理士の勉強不足で、なかなか経営という問題までには立ち至れない。ただ、この特許をどういうふうに活用していくか、そして、それによってどんな利益を生んでいくか、それから、特許戦略の中で我々は考えられるというふうにその点は思っております。いろんな勉強をさせていただきたいと思います。

それから、今、児玉さんのおっしゃった、バイオの弁理士が少ない、確かに数は少ないかもしれませんが。ただ、今、経産局のご指導でやっているバイオプロジェクトがありますね。あれに弁理士会は協力しまして、バイオ専門の弁理士を送り込んでいます。そして、それの中で、去年1年間には弁護士、公認会計士を入れて、バイオの勉強会をやりました。その後、今年は弁護士会、公認会計士会近畿会と一緒にあって、そこを伸ばしていこうとしています。実際、シーズが奈良先端大

などから大分出てきています。ベンチャー企業の立ち上げまで視野に入れて、弁理士会としては、バイオ専門の弁理士がそこに入って協力していくという形で現在進めております。バイオ専門の弁理士を弁理士会近畿支部のほうで何人でも選べますので、それならそれで近畿支部へおっしゃってください。

正林 どうもありがとうございました。

吉田 関連して、弁理士会への要望も少し含まれていたと思いますけど、最近、専門弁理士を探しにくいと言われます。要するに、町医者じゃなくて、いわゆる専門医的な弁理士をすぐ見つけられるようにしてほしいというニーズはよく承知しております。弁理士会の中にも、一応、弁理士検索システムはありますが、今年はそこをさらに使い勝手のいいものにして、目的の弁理士をより簡単に見つけ出せるように改良しようとしています。

それから、東京都をはじめ、各地方公共団体と話をしても、やはり勉強してほしいという要望を聞きます。弁理士は今まで、知財創造サイクルの要するに権利化業務を中心にやってきた。だから、それ以外のところを少し勉強していかなければ。そのところをやしてほしいがために会員数を増やしているという部分もあるわけです。そのニーズというのはよく理解しております。弁理士会としても、その辺の人材育成を検討しているところです。

弁理士会に支援センターというのがあって、いろんな地方自治体など地域のニーズで、相談や研修へ行くんですが、大学からもニーズがあります。しかし、大学の知財本部に入り込んで、先ほどの産学官の連携の全体をコーディネートできる人材がいないと、絶対うまくいかないわけです。みんな横を見ながら、だれがやるのかなと見ている。そのような人材としては、企業経営を学んだ方、企業の知財戦略をやっておられた方が一番近いのかもしれませんが、あるいは権利化業務に長けていて、技術的な背景を持った弁理士が一番近いのかもしれない。だから、お互い足りないところがあると思うんですね。そこをお互いに研修しながら、必要な人材を作るといことも弁理士会は取り組んでいこうとしておりますので、ぜひ期待していただきたいと思っております。

正林 それでは、きょうは暑いところ、またお忙しいところ、ほんとうにどうもありがとうございました。